

広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(三次税務署長)

平成29年2月2日棄却・上告

(第一審・広島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年7月20日判決、本資料266号-107・順号12885)

判 決

控訴人(原告)	甲
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	檜野 一穂
同	浜田 幸秀
同	稲田 洋三
処分行政庁	三次税務署長 岩崎 信夫
同指定代理人	山本 修
同	小倉 良太

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 処分行政庁が控訴人に対して平成25年3月14日付けでした平成21年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。  
(2) 処分行政庁が控訴人に対して平成25年3月14日付けでした平成21年分、平成22年分、平成23年分の所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分(ただし、平成22年分の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分については、処分行政庁が控訴人に対して平成25年7月4日付けでした異議決定によりその一部が取り消された後のもの。)をいずれも取り消す。  
(3) 処分行政庁が控訴人に対して平成25年3月14日付けでした平成21年1月1日から同年12月31日まで、平成22年1月1日から同年12月31日まで及び平成23年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

- 1 事案の概要

本件は、青色申告の承認を受け、自動車板金業を営む控訴人が、税務調査に際して帳簿書類を提示しなかったことから、処分行政庁から、①青色申告承認取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を受け、推計課税の方法により、②平成21年分から平成23年分まで（以下「本件各事業年度」という。）の所得税の各更正処分（以下「本件所得税各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件所得税各賦課決定処分」という。）、③平成21年1月1日から同年12月31日まで、平成22年1月1日から同年12月31日まで、平成23年1月1日から同年12月31日までの各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下、両税を併せて「消費税等」という。）の各更正処分（以下「本件消費税等各更正処分」という。）並びに過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件消費税等各賦課決定処分」という。）を受けたが、調査が違法であり、推計課税の必要性及び合理性がないなどと主張して、処分行政庁の所属する被控訴人に対し、上記の各処分（異議決定により一部取り消されたものは、取り消された後のものをいう。）の取消しを求める事案である。原判決は、上記の訴えのうち、控訴人提出に係る確定申告書記載の①所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の本件所得税各更正処分の取消しを求める部分、②納付すべき消費税等の額を超えない部分の本件消費税等各更正処分の取消しを求める部分を却下し、その余の訴えに係る請求を棄却したため、控訴人が本件控訴をした。

- 2（1）関連法令等の定め、前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、後記（2）のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の補充的主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2項から5項までに記載のとおりであるから、これを引用する。

（2）原判決の補正

- ア 原判決8頁17行目の「消費税法施行令」を「消費税法施行令（平成27年政令第145号による改正前のもの。）」と改める。
- イ 原判決9頁1行目冒頭から末尾までを削除し、同頁16行目の「5号及び7号」を「5号及び6号」と改める。
- ウ 原判決11頁11行目の「改正附則」を「附則」と改め、同頁19行目冒頭から22行目末尾までを、次のとおり改める。
- 「1項 （省略）  
2項 平成24年12月31日以前に旧消費税法第62条第1項第1号に掲げる者（中略）に対して行った同条第1項（中略）の規定による質問又は検査（中略）については、なお従前の例による。」
- エ 原判決26頁9行目の「本件青色申告承認取消処分」から同頁10行目末尾までを、次のとおり改める。
- 「本件青色申告承認取消処分に伴い必要経費の額から控除された青色専従者給与の金額と事業専従者控除額との差額、及び、同処分で控除されなくなった青色申告特別控除額。」

- 3 当審における当事者の補充的主張（本案前の主張について）

（控訴人）

平成24年当時、更正の請求をすることのできる期間は法定申告期限から1年に限られており、仮に控訴人が更正の請求をしようとしても、法定申告期限から1年以上経過した分の所得

税の申告については、更正の請求をすることができなかつたから、更正の請求を経ていないことを理由として、確定申告書記載の所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の所得税の各更正処分の取消し、納付すべき消費税等の額を超えない部分の消費税等の各更正処分の取消しを求めることはできないとした原審の判断は、違法である。

(被控訴人)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同様に、(1) 処分行政庁が控訴人に対してした本件所得税各更正処分及び本件所得税各賦課決定処分(ただし、平成22年分の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分については、いずれも処分行政庁が控訴人に対して平成25年7月4日付けでした異議決定によりその一部が取り消された後のもの)の取消しを求める訴えのうち、①控訴人の平成21年分の所得税の更正処分について所得金額125万0663円、納付すべき税額3000円を超えない部分、②控訴人の平成22年分の所得税の更正処分について所得金額111万7739円、納付すべき税額0円を超えない部分、③控訴人の平成23年分の所得税の更正処分について所得金額92万8456円、納付すべき税額0円を超えない部分の取消しを求める部分、(2) 処分行政庁が控訴人に対してした本件消費税等各更正処分及び本件消費税等各賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、①控訴人の平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税等の各更正処分について納付すべき消費税額30万3000円及び納付すべき地方消費税額7万5700円を超えない部分、②控訴人の平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税等の各更正処分について納付すべき消費税額28万4200円及び納付すべき地方消費税額7万1000円を超えない部分、③控訴人の平成23年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税等の各更正処分について納付すべき消費税額26万9100円及び納付すべき地方消費税額6万7200円を超えない部分の取消しを求める部分は、不適法であって、却下すべきであり、その余の訴えに係る請求はいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、後記2のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の補充的主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1項から8項までに記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 原判決の補正

- (1) 原判決37頁2行目の「同年6月6日付け」を「同年6月6日受付」と改める。
- (2) 原判決38頁3行目から同頁4行目にかけての「同月22日にも、」を削除し、同行から同頁5行目にかけての「22日の臨場の際には、」を「22日に控訴人が三次税務署に来署した際には、」と、同頁12行目の「ないし52」を「、51」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決38頁25行目から39頁1行目にかけての「原告に修正申告をしようとした」を「消費税等の事業区分を第5種に変更して修正申告をするようしようとした」と、同頁4行目の「そうであれば息子を青色事業専従者にはできない」を「そうであれば平成23年分は息子を青色事業専従者にはできない」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決41頁20行目の「適性」を「適正」に改める。

#### 3 当審における当事者の補充的主張(本案前の主張)について

控訴人は、平成24年当時、更正の請求をすることのできる期間は法定申告期限から1年に限られており、仮に、控訴人が更正の請求をしようとしても、法定申告期限から1年以上経過

した分の所得税の申告については、更正の請求をすることができなかつたから、更正の請求を経ていないことを理由として、確定申告書記載の所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の所得税の各更正処分の取消し、納付すべき消費税等の額を超えない部分の消費税等の各更正処分の取消しを求めることはできないとした原審の判断は、違法である旨主張する。

申告納税方式の国税については、納税義務者が、自己の管理、支配下において生じた課税の根拠等となる事実に基づき、自己の責任で行う確定申告により納付すべき税額が確定するという原則が採られ、納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときなどには、上記引用に係る原判決も説示するとおり、例外的に確定申告書に記載された内容が無効であることを主張することができる場合があることは格別、それ以外では、更正の請求によってのみ上記確定した金額の減額変更を求め得るものである。そして、更正の請求は、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一定の期間内（平成24年当時は、平成23年法律第114号による改正前の国税通則法23条1項により1年以内）に限りすることができるが、これは法的安定の要請に基づくものであり、申告納税方式の下では、自己の責任において確定申告をすることが求められていることからすると、短期の期間制限を設けられても、納税義務者としてはやむを得ないことである。

控訴人は、上記期間内に更正の請求をしておらず、本件において、控訴人が提出した確定申告書に記載された内容が無効であることを主張することができるような事情があるとは認められないから、処分行政庁がした所得税及び消費税等の各更正処分のうち、確定申告書記載の所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の所得税の各更正処分の取消し、納付すべき消費税等の額を超えない部分の消費税等の各更正処分の取消しを求めることはできないというべきである。控訴人の主張には理由がない。

- 4 以上のとおり、本件各処分は適法であり、これに反する控訴人の主張には理由がない。控訴人は、当審においても、原審と同様に、本件調査を担当した国税調査官2名及び本件とは別の税務調査を受けた者1名を証人として申請したが、控訴人に対する処分行政庁による質問検査の経緯は、引用に係る原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1項記載のとおりであると認められるところ、控訴人が主張する事実経過もほぼ上記のとおりであって、事実経過の評価について争いがあるにすぎないから、国税調査官2名について証人尋問を実施する必要性はない。また、本件とは別の税務調査を受けた者1名についても、証人尋問を実施する必要性はない。すなわち、仮に控訴人申請に係る上記の各証人尋問を実施しても、前記1の判断が左右されるとは考えられない。

- 5 よって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 森 一岳

裁判官 日暮 直子

裁判官 平井 直也